

R03-04720-06049

令和4年3月18日

公益社団法人 長崎県理学療法士協会会長 様

長崎県長寿社会課長

(公 印 省 略)

令和4年度介護支援専門員に係る各種研修の開催について（ご案内）

日頃から、本県高齢者福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このたび長崎県におきましては、介護支援専門員の資質向上を図るため、本県で介護支援専門員として登録又は勤務されている方を対象に、別添のとおり各種研修を開催することとしました。

つきましては、貴会会員への周知についてご配慮いただきますようお願いいたします。

なお、ケアプラン作成者が配置されている県内の介護サービス事業所等に対しましても、研修実施機関を通じて同様の案内文書を送付しております。併せて、長崎県長寿社会課ホームページにも掲載しております。

【問い合わせ等】

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県福祉保健部 長寿社会課

介護人材確保推進班

TEL(095)895-2440

FAX(095)895-2576

令和4年度介護支援専門員専門研修Ⅰ・Ⅱ（専門研修課程Ⅰ・Ⅱ） 及び更新研修Ⅰ・Ⅱ（実務経験者対象）実施要領

1 目 的

介護支援専門員専門研修

現任の介護支援専門員に対して、一定の実務経験をもとに、必要に応じた専門知識、技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図ることを目的とする。

介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）

介護支援専門員証に有効期限が付され、更新時に研修の受講を課すことにより、定期的な研修受講の機会を確保し、介護支援専門員として必要な専門知識及び技術の向上を図ることにより、専門職としての能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 長崎県から指定を受けて、長崎県介護支援専門員協会が実施する。

3 対象者（「介護支援専門員の研修体系フロー図」参照）

介護支援専門員専門研修

① 専門研修課程Ⅰ

原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、就業後6か月以上の者とする。なお、介護支援専門員として効果的にその専門性を高めるためには早期に受講することが適当であって、就業後3年以内に受講することが望ましい。

② 専門研修課程Ⅱ

原則として、介護支援専門員としての実務に従事している者であって、専門研修課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者とする。

介護支援専門員更新研修（実務経験者対象）

研修対象者は、介護支援専門員証の有効期間中に、介護支援専門員として実務に従事している者又は従事していた経験を有する者（以下「実務経験者」という。）であって、介護支援専門員証の有効期間が令和6年3月31日までに満了する者とする。

なお、実施上の留意点等は下記のとおり。

③ 実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者で、専門研修課程Ⅰを受講済の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計32時間とする。

④ 実務経験者として初めて介護支援専門員証の更新をしようとする者で、専門研修Ⅰ・Ⅱとも未受講の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計88時間とする。

⑤ 実務経験者として介護支援専門員証の更新をしようとする者が2回目以降の者に対する更新研修は、専門研修課程Ⅱと同内容であり、合計32時間とする。

4 研修内容 下記カリキュラムのとおり

① 「専門（更新）研修課程Ⅰカリキュラム」参照

②・③・⑤「専門（更新）研修課程Ⅱカリキュラム」参照

④ 「専門（更新）研修課程Ⅰ・Ⅱカリキュラム」参照

- 5 日程・会場 「研修日程・定員・会場」参照
- 6 定 員 「研修日程・定員・会場」参照
※研修会場ごとで異なりますのでご注意ください。
- 7 申し込み 「受講管理システム」（リンク先は日本介護支援専門員協会）から
必要事項を登録のうえ申し込み願います。
※研修管理システム「研修申し込みの流れ」簡易版 参照
- 8 申込締切 令和4年4月27日（水）
- 9 受講料 (1) 専門研修Ⅰ、更新研修Ⅰ 30,000円（テキスト代込）
(2) 専門研修Ⅱ、更新研修Ⅱ 23,000円（テキスト代込）
振込先は決定通知でご案内致します。
納入された受講費用は、原則として返還しません。
※研修で使用するテキストは、受講料お振込み後に郵送いたします。
- 10 受講決定 先着順に受付いたしますが、有効期間満了日の近い方等を考慮のうえ受講者を決定しますことを、予めご了承ください。
受講決定後の会場変更は原則受け付けませんのでご了承ください。
課程Ⅱ研修は5月中旬頃まで、課程Ⅰ研修は6月初旬頃までに、受講の可否をお知らせする予定です。
- 11 提出課題等 受講決定後に案内いたします。
- 12 そ の 他 令和2年度より介護支援専門員の法定研修受講における時間的負担を軽減することを目的に、法定研修の一部について、オンラインで実施いたします。
詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。
- 令和3年度より、研修受講前、受講後アンケート（研修記録シート）に代わり修了評価（テスト）を実施いたします。詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。
- 研修において遅刻、早退、欠席がある場合は、修了証明書を発行できず証を更新する事が出来ませんのでご注意ください。
- 13 問い合わせ 一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会
研修専用 095-894-5500（平日 午前9時～午後5時）
T E L 095-893-6152（平日 午前9時～午後5時）
F A X 095-893-6153

研修日程・定員・会場

○研修日程・定員・会場

募集の結果、受講予定者数を大幅に下回る場合は、一部コースを開催しないことがあります。

専門研修 課程Ⅰ **更新研修 課程Ⅰ** (56時間 集合研修 7日間 オンライン研修 10時間)

コース	定員	オンライン 前期	前期			オンライン 後期	後期			
			1日目	2日目	3日目		1日目	2日目	3日目	4日目
長崎	68名	6/8~ 6/29	7/6 (水)	7/7 (木)	7/8 (金)	8/6~ 8/27	9/3 (土)	9/4 (日)	9/5 (月)	9/6 (火)
佐世保	42名	8/10~ 8/31	9/7 (水)	9/8 (木)	9/9 (金)	9/7~ 9/28	10/5 (水)	10/6 (木)	10/7 (金)	10/8 (土)

会場

長崎コース 長崎県勤労福祉会館(長崎市桜町9-6)

佐世保コース 佐世保労働福祉センター(佐世保市稲荷町2-28)

専門研修 課程Ⅱ **更新研修 課程Ⅱ** (32時間 集合研修4日間 オンライン研修 4時間40分)

コース	定員	オンライン 前期	前期		オンライン 後期	後期	
			1日目	2日目		1日目	2日目
長崎①	76名	5/18 ~6/8	6/15 (水)	6/16 (木)	6/24~ 7/15	7/22 (金)	7/23 (土)
長崎②	76名	6/11 ~7/2	7/9 (土)	7/10 (日)	7/13 ~8/3	8/10 (水)	8/11 (木)祝
佐世保①	56名						
五島	16名						
長崎③	76名	7/21 ~8/11	8/18 (木)	8/19 (金)	8/17 ~9/7	9/14 (水)	9/15 (木)
大村	44名						
対馬	10名						
佐世保②	56名	10/13 ~11/3	11/10 (木)	11/11 (金)	11/10 ~12/1	12/8 (木)	12/9 (金)
諫早	40名						
壱岐	10名						

会場

長崎①~③コース 長崎県勤労福祉会館(長崎市桜町9-6)

佐世保①②コース 佐世保労働福祉センター(佐世保市稲荷町2-28)

大村コース 大村バスターミナルビル(大村市東三城町6-1)

諫早コース 諫早商工会議所(長崎県諫早市高城町5-10)

五島コース 五島市総合福祉保健センター(五島市三尾野1丁目7-1)

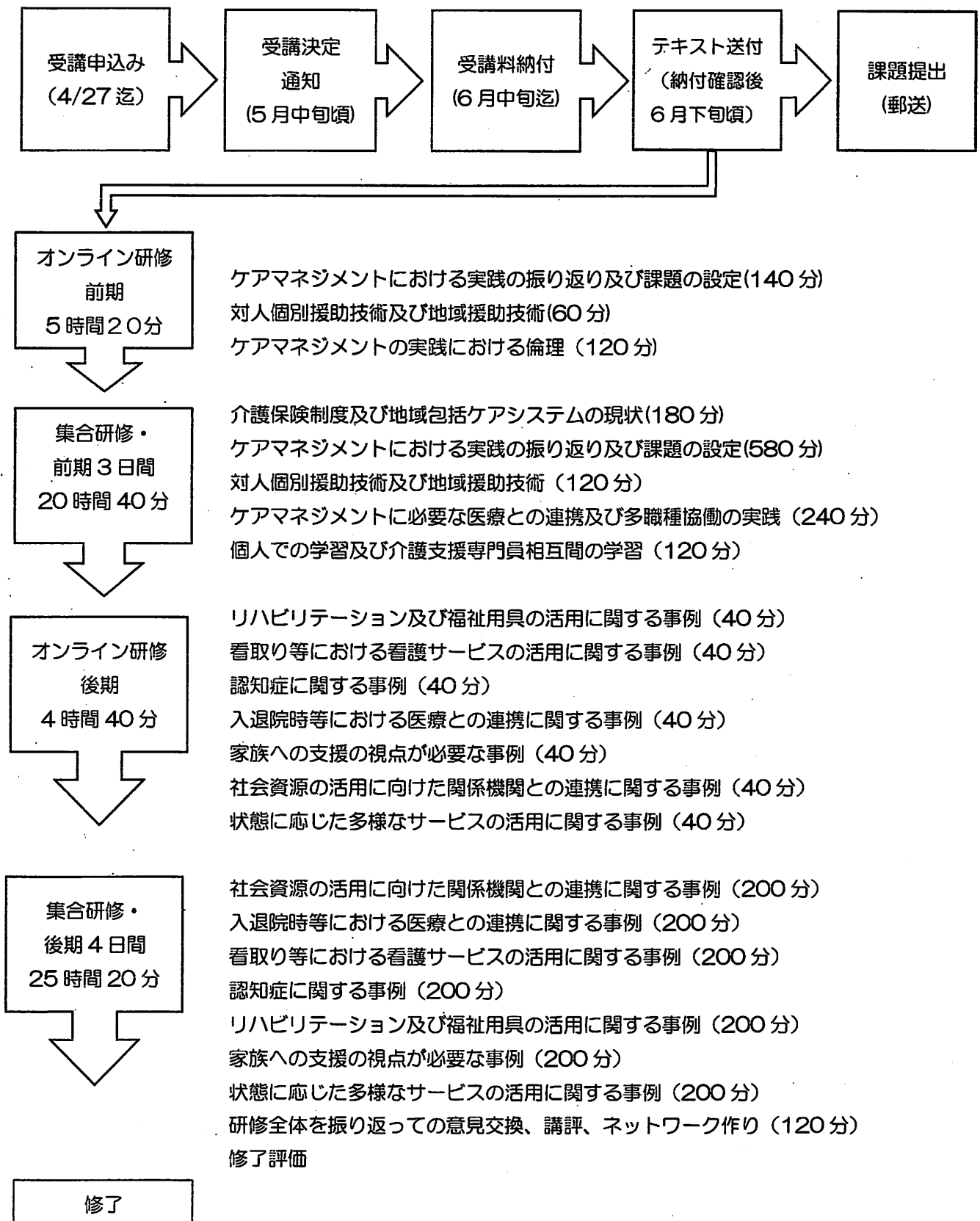
壱岐コース 壱岐の島ホール(壱岐市郷ノ浦町本村触445)

対馬コース 対馬市社会福祉協議会(対馬市豊玉町仁位94番地5)

※長崎①コースは、介護支援専門員証有効満了日が令和5年3月31日までの方を優先させていただきます。

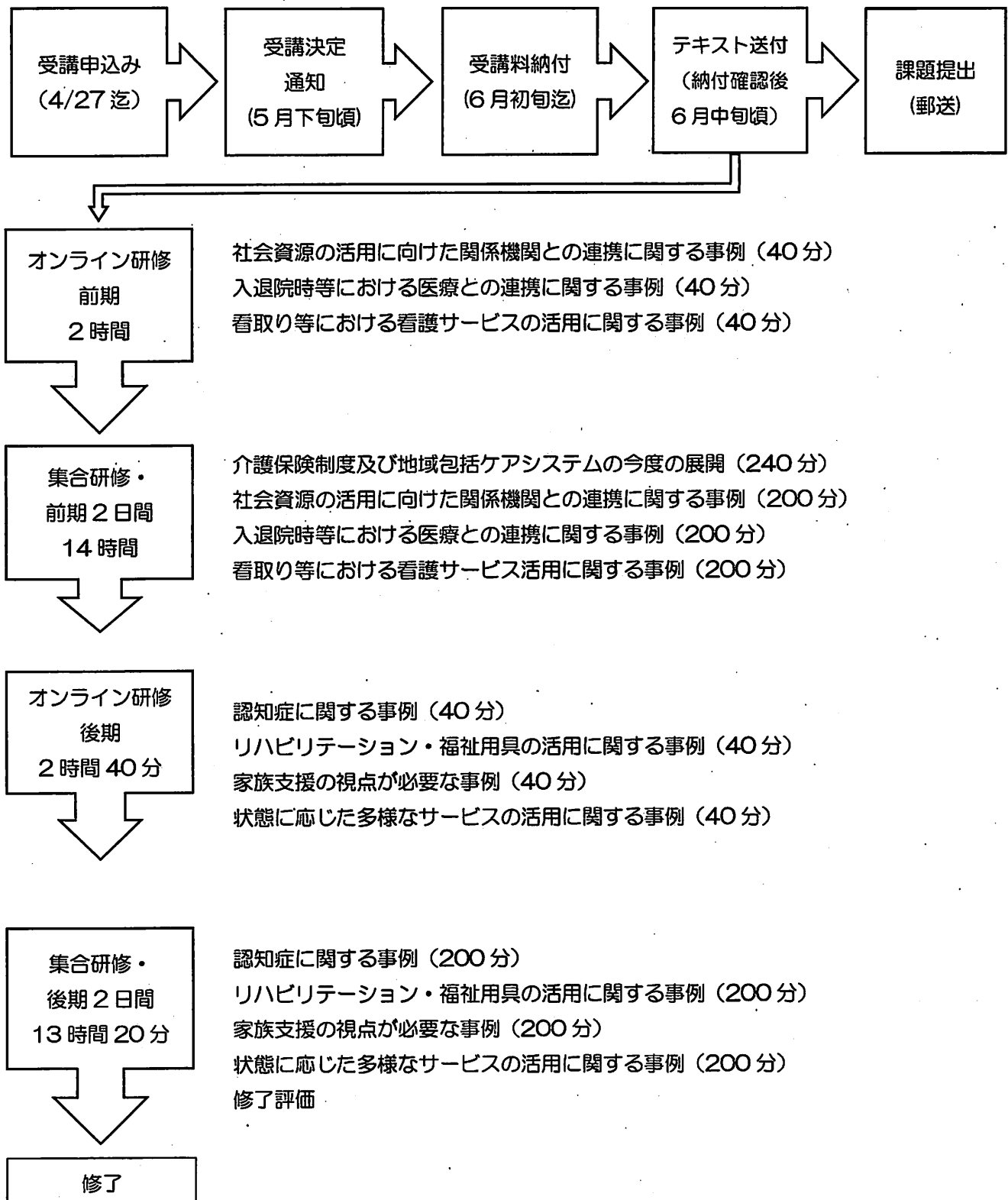
満了日が令和5年3月31日までの方につきましては、早期開催研修会場を選択頂きます様お願いいたします。

介護支援専門員専門研修 I（専門研修課程 I）及び更新研修 I（実務経験者対象）受講の流れ
56時間（集合研修 46時間・オンライン研修 10時間）



集合研修・前期の1週間前までに、オンライン研修前期を履修し、集合研修・後期の1週間前までに、オンライン研修 後期を履修してください。未履修の課目がある場合は、集合研修は受講できません。集合研修では、オンライン研修で学習した内容を踏まえて演習中心の講義を行います。

介護支援専門員専門研修Ⅱ（専門研修課程Ⅱ）及び更新研修Ⅱ（実務経験者対象）受講の流れ
32時間（集合研修 27時間20分・オンライン研修 4時間40分）



集合研修・前期の1週間前までに、オンライン研修 前期を履修し、集合研修・後期の1週間前までに、オンライン研修 後期を履修してください。未履修の課目がある場合は、集合研修は受講できません。集合研修では、オンライン研修で学習した内容を踏まえて演習中心の講義を行います。

令和4年度介護支援専門員研修 専門（更新）研修課程Ⅰカリキュラム

科 目	目 的	内 容	時間数
○ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定	<p>介護支援専門員としての実践の振り返りを通じて、ケアマネジメントプロセスを再確認した上で、専門職としての自らの課題を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各自の実践を省みる事により、ケアマネジメントプロセスにおける各項目の持つ意味と重要性に関して再確認し課題等を認識するための講義を行う。 専門職としての知識・技術を高めていく上での克服すべき課題等を認識する講義を行う。 振り返りに当たっては、担当事例を活用することとし、担当事例におけるケアマネジメントの視点（アセスメントの結果から課題（ニーズ）を導き出すまでの考え方、当該課題（ニーズ）に対するサービスの選定理由等）を発表し、他の受講者との意見交換を通じて、自分自身の技量における課題を認識・理解する。 	<p>講義及び演習 12時間</p> <p>オンライン研修 2時間 20分 集合研修 9時間 40分</p>
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状	<p>介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の改正等の状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題に関する講義を行う。 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 利用者が、住み慣れた地域で自立した生活を継続するためには、利用者だけでなくその家族を支援するという視点も必要であることから、利用者の家族も含めた支援に関連する各種制度や社会資源に関する講義を行う。 フォーマルだけでなくインフォーマルな社会資源との連携やそれらの活用と働きかけに関する講義を行う。 	<p>講義3時間</p> <p>オンライン研修 無し 集合研修 3時間</p>
○対人個別援助技術及び地域援助技術	<p>対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の違いと役割を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）の考え方と地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の概念・機能・目的に関する講義を行う。 対人個別援助技術（ソーシャルケースワーク）に必要な知識・技術及び地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）の展開技法についての講義を行う。 個別事例の支援から地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発などに至る一連のプロセスに関する講義を行う。 実際に取り組む場である地域ケア会議の意義や機能及び一連のプロセスの中における介護支援専門員としての役割に関する講義を行う。 個別事例の支援や地域課題の把握から解決に向け、保険者を含む多職種連携の意義やネットワーク作りの視点と方法に関する講義を行う。 	<p>講義3時間</p> <p>オンライン研修 1時間 集合研修 2時間</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
○ケアマネジメントの実践における倫理	ケアマネジメントを実践する上で感じた倫理的な課題を踏まえ、チームで対応していく際のチームアプローチの方法及び高齢者の権利を擁護する上で必要な制度等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントを実践する上での介護支援専門員としての倫理原則（利用者本位、自立支援、人権の尊重、公正中立等）に関する講義を行う。 ・ケアマネジメントを実践する上で生じる具体的な倫理的課題に対する心構えや対応方法についての講義を行う。 ・利用者の人権と倫理に配慮した意思決定のプロセスに関する講義を行う。 ・倫理的な課題に対するチームアプローチの重要性を認識し、その手法に関する講義を行う。 ・成年後見制度や高齢者虐待防止法等、高齢者の尊厳や権利擁護に関する講義を行う。 	講義 2 時間 オンライン研修 2 時間 集合研修 無し
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の実践	実践を通じて感じた医療との連携や多職種協働に関する課題を踏まえ、今後の実践に向けて必要な知識・技術を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ケアマネジメントを実践する上で必要な疾病や医療との連携、多職種協働の必要性・重要性を再確認するための講義を行う。 ・これまでの実践を省みて課題を認識し、医療との連携や多職種協働を実践していくための課題解決の方法に関する講義を行う。 ・介護支援専門員から医療機関や多職種に情報を提供する際の留意点及び、医療機関や多職種から情報を収集する際の留意点についての講義を行う。 ・サービス担当者会議や地域ケア会議における多職種との効果的な協働の手法に関する講義を行う。 	講義 4 時間 オンライン研修 無し 集合研修 4 時間
○ケアマネジメントの演習 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	リハビリテーションや福祉用具等の活用が有効な事例を用いて講義・演習を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリテーション（口腔リハビリテーションを含む。）や福祉用具等に関する基礎知識の向上と活用にあたっての基本的な視点に関する講義を行う。 ・リハビリテーション専門職並びに福祉用具専門相談員等との連携方法等に関する講義を行う。 ・リハビリテーションや福祉用具等の活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 	講義及び演習 4 時間 オンライン研修 40 分 集合研修 3 時間 20 分

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・看取り等における看護サービスの活用に関する事例</p>	<p>看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及びケアマネジメント手法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看護サービスに関する基礎知識の向上と活用に当たっての基本的な視点に関する講義を行う。 ・訪問看護計画との関連付けや看護職との連携方法等に関する講義を行う。 ・看取り等における看護サービスの活用に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分</p> <p>集合研修 3時間20分</p>
<p>・認知症に関する事例</p>	<p>認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用したケアマネジメント手法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症や精神疾患に関する医学的・心理的基礎知識の向上と認知症施策に関わる多職種との連携方法等に関する講義を行う。 ・認知症等の特質性を踏まえた早期の対応方法や家族も含めた支援方法などを修得するとともに、地域で生活を継続していくための支援を行う上で必要な視点を理解する。 ・認知症に関する事例を用いて、認知症に鑑みた適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、地域の社会資源を活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分</p> <p>集合研修 3時間20分</p>
<p>・入退院時等における医療との連携に関する事例</p>	<p>入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえたケアマネジメント手法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者に多い疾病の特徴とその対処法、感染予防に関する講義を行う。 ・医療職（特に主治医）や医療機関との連携方法等に関する講義を行う。 ・入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて、適切なアセスメントを行う際の重要なポイントや、社会資源を最大限に活用したケアマネジメントを実践する知識・技術を修得する。 ・1つの事例について様々な状況等を勘案した、実践しうる複数の対応策（居宅サービス計画の作成）が検討できるよう、必要な知識・技術を修得する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分</p> <p>集合研修 3時間20分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・ 家族への支援の視点が 必要な事例</p>	<p>家族への支援の視 点が必要な事例を用 いて講義・演習を行 うことにより、家族 への支援の視点も踏 まえたケアマネジメ ント手法を修得す る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単なるレスパイトだけでなく今後の介護 に対する不安や利用者、家族同士の軋轢 への介入など家族支援における基本的な 視点に関する講義を行う。 ・ 関係行政機関等との連携方法、家族支援 に有効な制度等についての講義を行う。 ・ 障害等のある家族や働きながら介護を担 う家族に対する支援が必要な事例などを 用いて、適切なアセスメントを行う際の 重要なポイントや、地域の社会資源を最 大限に活用したケアマネジメントを実践 する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘案 した、実践しうる複数の対応策（居宅サ ービス計画の作成）が検討できるよう、 必要な知識・技術を修得する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>
<p>・ 社会資源の活用 に向けた関係機関との 連携に関する事例</p>	<p>社会資源の活用 に向けた関係機関との 連携に関する事例を 用いて講義・演習を 行うことにより、利 用者が活用しうる制 度に関する知識及び 関係機関等との連携 を踏まえたケアマネ ジメント手法を修得 する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護制度、障害者施策、成年後見制 度などの他法他施策に関する制度の知識 やインフォーマルサービスの活用に係る 視点に関する講義を行う。 ・ 虐待が発生している事例、他の制度（生 活保護制度、成年後見制度等）を活用し ている事例、インフォーマルサービス を提供する事業者との連携が必要な事例 等を用いて、適切なアセスメントを行 う際の重要なポイントや、地域の社会 資源を最大限に活用したケアマネジメ ントを実践する知識・技術を修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等を勘 案した、実践しうる複数の対応策（居 宅サービス計画の作成）が検討できる よう、必要な知識・技術を修得する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>
<p>・ 状態に応じた多 様なサービス（地域 密着型サービス、施設 サービス等）の活用 に関する事例</p>	<p>状態に応じた多 様なサービス（地域 密着型サービス、施設 サービス等）の活用 に関する事例を用い て講義・演習を行 うことにより、介護 保険で提供される地 域密着型サービス等 の活用に係る知識 及びケアマネジメ ントの手法を修得 する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 や複合型サービスなど新しく導入され たサービス及び小規模多機能型居宅 介護の意義・効果に関する講義を行 う。 ・ これらのサービスを活用する際の視 点の重要性や連携方法等についての 講義を行う。 ・ 状態に応じた多様なサービス（地域 密着型サービス、施設サービス等） の活用に関する事例を用いて、適 切なアセスメントを行う際の重 要なポイントや、地域の社会資源 を最大限に活用したケアマネジ メントを実践する知識・技術を 修得する。 ・ 1つの事例について様々な状況等 を勘案した、実践しうる複数の 対応策（居宅サービス計画、施設 サービス計画の作成）が検討でき るよう、必要な知識・技術を 修得する。 ・ その他、施設サービス等を活用 する際の留意点等について理解 する。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
○個人での学習及び介護支援専門員相互間の学習	指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の違いを踏まえ、自らがそれらを受ける際の心構えや、専門職として不断に自己研鑽を行うことの重要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人で専門性を高めていく際に必要な視点、手法に関する講義を行う。 ・指導・支援、コーチング、スーパービジョン等の基本的な考え方、内容、方法を理解するとともに、これらを受ける側と行う側双方に求められる姿勢に関する講義を行う。 ・個人で研鑽する場合と介護支援専門員間で研鑽する場合に求められる内容や手法とその関係性についての講義を行う。 ・専門職として継続した自己研鑽を行うことの必要性・重要性について講義を行う。 	講義2時間 オンライン研修無し 集合研修2時間
○研修全体を振り返っての意見交換、講評及びネットワーク作り	研修全体を通じた振り返りを行うことで、今後の学習課題を認識し、自己研鑽の意欲を高める。 また、研修受講者間でのネットワークの構築を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・研修全体の振り返りを行うに当たって、グループ又は全体で意見交換を行い、専門的助言を含めて、研修における学習の成果や今後の学習課題への意識付けのための講評を行う。 ・現場で生じうる課題への対応や共同で研修する機会を作るため、研修受講者間においてネットワークの構築を図る。 	講義及び演習2時間 オンライン研修無し 集合研修2時間

令和4年度介護支援専門員研修 専門（更新）研修課程Ⅱカリキュラム

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	<p>介護保険制度の最新の動向や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組を理解した上で、今後の地域包括ケアシステムの展開における介護支援専門員としての関わりを理解する。</p> <p>また、地域包括ケアシステムの中で、利用者及びその家族を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の改正等の最新状況や地域包括ケアシステムの構築に向けた現状の取組及び課題についての講義を行う。 地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護支援専門員が果たすべき役割に関する講義を行う。 利用者やその家族を支援する上で関連する最新の制度、動向及び社会資源に関する講義を行う。 介護保険制度や介護支援専門員を取り巻く状況など現状で課題となっている事項に関する講義を行う。 	<p>講義4時間</p> <p>オンライン研修無し 集合研修4時間</p>
○ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表 ・リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	<p>リハビリテーションや福祉用具等の活用事例を用いて演習等を行うことにより、リハビリテーションや福祉用具等の活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られたリハビリテーションや福祉用具等の活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各自が担当しているリハビリテーションや福祉用具等を組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 リハビリテーションや福祉用具等を活用するに当たって重要となる関連知識や歯科医師、リハビリテーション専門職等との連携方法に関する講義を行う。 リハビリテーションや福祉用具等の活用を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	<p>講義及び演習4時間</p> <p>オンライン研修40分 集合研修3時間20分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・看取り等における看護サービスの活用に関する事例</p>	<p>看護サービスの活用が必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、看護サービスの活用に係る知識及び効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた看護サービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している看護サービスを組み入れた居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・看取り等を含む看護サービスを活用するに当たって重要となる各種知識や医師、看護師等との連携方法に関する講義を行う。 ・看取り等を含む看護サービスを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>
<p>・認知症に関する事例</p>	<p>認知症に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、認知症に関する知識及び認知症の要介護者等に有効なサービスを活用した効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた認知症の要介護者等に対して有効なサービスの活用に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している認知症である要介護者等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・認知症の要介護者等及び家族を支援するに当たり重要となる各種知識及び医療職をはじめとする多職種や地域住民との連携方法に関する講義を行う。 ・認知症である要介護者等の支援方法を検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・入退院時等における医療との連携に関する事例</p>	<p>入退院時等における医療との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、医療との連携に必要な知識及び医療との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた入退院時等における医療との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している入退院時等におけるケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</p> <p>・入退院時等の支援に当たり重要となる各種知識や医療職をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。</p> <p>・入退院時のケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</p>	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分</p> <p>集合研修 3時間20分</p>
<p>・家族への支援の視点が必要な事例</p>	<p>家族への支援の視点が特に必要な事例を用いて講義・演習を行うことにより、家族への支援の視点も踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた家族への支援に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<p>・各自が担当している家族支援が特に必要なケースの居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。</p> <p>・家族に対する支援に当たり重要となる各種知識や関係機関、地域住民をはじめとする多職種との連携方法に関する講義を行う。</p> <p>・家族支援が必要なケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。</p>	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分</p> <p>集合研修 3時間20分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例</p>	<p>社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、利用者が活用することができる制度に関する知識及び関係機関等との連携を踏まえた効果的なケアマネジメント手法を修得する。</p> <p>また、演習等で得られた社会資源の活用に向けた関係機関との連携に係る示唆、留意点等を踏まえ、他の事例にも対応することができる知識・技術を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している他の制度（生活保護制度、成年後見制度等）を活用している事例、インフォーマルサービスを提供する事業者との連携が必要な事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・他の制度を活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関、多職種との連携方法に関する講義を行う。 ・他の制度を活用するケースを検討するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>
<p>・状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例</p>	<p>状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例を用いて講義・演習を行うことにより、介護保険で提供される地域密着型サービス等の活用に係る知識及びケアマネジメントの手法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各自が担当している地域密着型サービス等の多様なサービスを活用している事例等の居宅サービス計画等を持ち寄り、事例に関して分析した内容の発表、意見交換等を通じて、適切なアセスメントを行う際の留意点や居宅サービス計画等の作成における留意点を理解、再確認する。それらの留意点や必要に応じ根拠となる各種統計データを活用する等により、別の類似の事例等にも広く対応することができる知識・技術を修得する。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり重要となる各種知識や関係機関・介護サービス事業者との連携方法に関する講義を行う。 ・状態に応じて多様なサービスを活用するに当たり、効果的なものとなるようインフォーマルサービスも含めた地域の社会資源を活用したケアマネジメントの展開に関する講義を行う。 	<p>講義及び演習 4時間</p> <p>オンライン研修 40分 集合研修 3時間20分</p>

令和4年度長崎県介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修 実施要領

1 目的 介護支援専門員として実務に就いていない者又は実務から離れている者が実務に就く際に、介護支援専門員としての必要な知識、技能の再修得を図ることを目的とする。

2 実施主体 長崎県から指定を受けて、長崎県介護支援専門員協会が実施する。

3 対象者

更新研修(実務未経験者)

介護支援専門員証の交付を受けてから、その有効期間が満了するまでに介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者であって、介護支援専門員証の有効期間が令和6年3月31日までに満了する者。

※今後介護支援専門員としての業務につく予定のある方は受講して下さい。

※介護支援専門員としての業務につく予定の無い方については、必ずしも今回の更新研修を受講される必要はありません。

更新研修を受講せず専門員証を更新しなかった場合は、専門員証の有効期間満了後、介護支援専門員としての業務に従事することができませんが、介護支援専門員としての登録は残っております。有効期間満了後、業務に従事する場合は、「介護支援専門員再研修」を受講(修了)すれば、新たに専門員証の交付を受ける事ができます。

再研修

- ① 介護支援専門員として都道府県知事の登録を受けた者であり、登録後5年以上実務に従事したことがない者又は実務経験はあるがその後5年以上実務に従事していない者で、今後、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者
- ② 実務経験はあるが、その後実務に従事する予定がないとして更新を行わなかった者等で、実務経験後5年を経過する前に再度実務に従事するため介護支援専門員証の交付を受けようとする者。また、介護支援専門員実務研修修了後、相当の期間を経過した者についても本研修の対象者とすることができる。

4 研修内容 別紙 カリキュラムを参照

5 定員 「研修日程・定員・会場」参照
※研修会場ごとで異なりますのでご注意ください。

6 申し込み 「受講管理システム」(リンク先は日本介護支援専門員協会)から必要事項を登録のうえ申し込み願います。
※研修管理システム「研修申し込みの流れ」簡易版 参照

7 申込締切 令和4年4月27日(水)

- 8 受講料 36,000円(テキスト代込)
振込先は決定通知でご案内致します。
納入された受講費用は、原則として返還しません。
※研修で使用するテキストは、受講料お振込み後に郵送いたします。
- 9 受講決定 先着順に受付いたしますが、有効期間満了日の近い方等を考慮のうえ受講者を決定しますことを、予めご了承ください。
受講決定後の会場変更は原則受け付けませんので、ご了承ください。
6月初旬頃までに、受講の可否をお知らせする予定です。
- 10 その他 令和2年度より介護支援専門員の法定研修受講における時間的負担を軽減することを目的に、法定研修の一部について、オンラインで実施いたします。詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。
- 令和3年度より、研修受講前、受講後アンケート(研修記録シート)に代わり修了評価(テスト)を実施いたします。詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。
- 研修において遅刻、早退、欠席がある場合は、修了証明書を発行できず、証を更新する事が出来ませんのでご注意ください。

- 11 問い合わせ
一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会

研修専用 095-894-5500 (平日 午前9時～午後5時)
T E L 095-893-6152 (平日 午前9時～午後5時)
F A X 095-893-6153

研修日程・定員・会場

○研修日程・定員・会場（54時間 集合研修 6日間 オンライン研修 16時間40分）

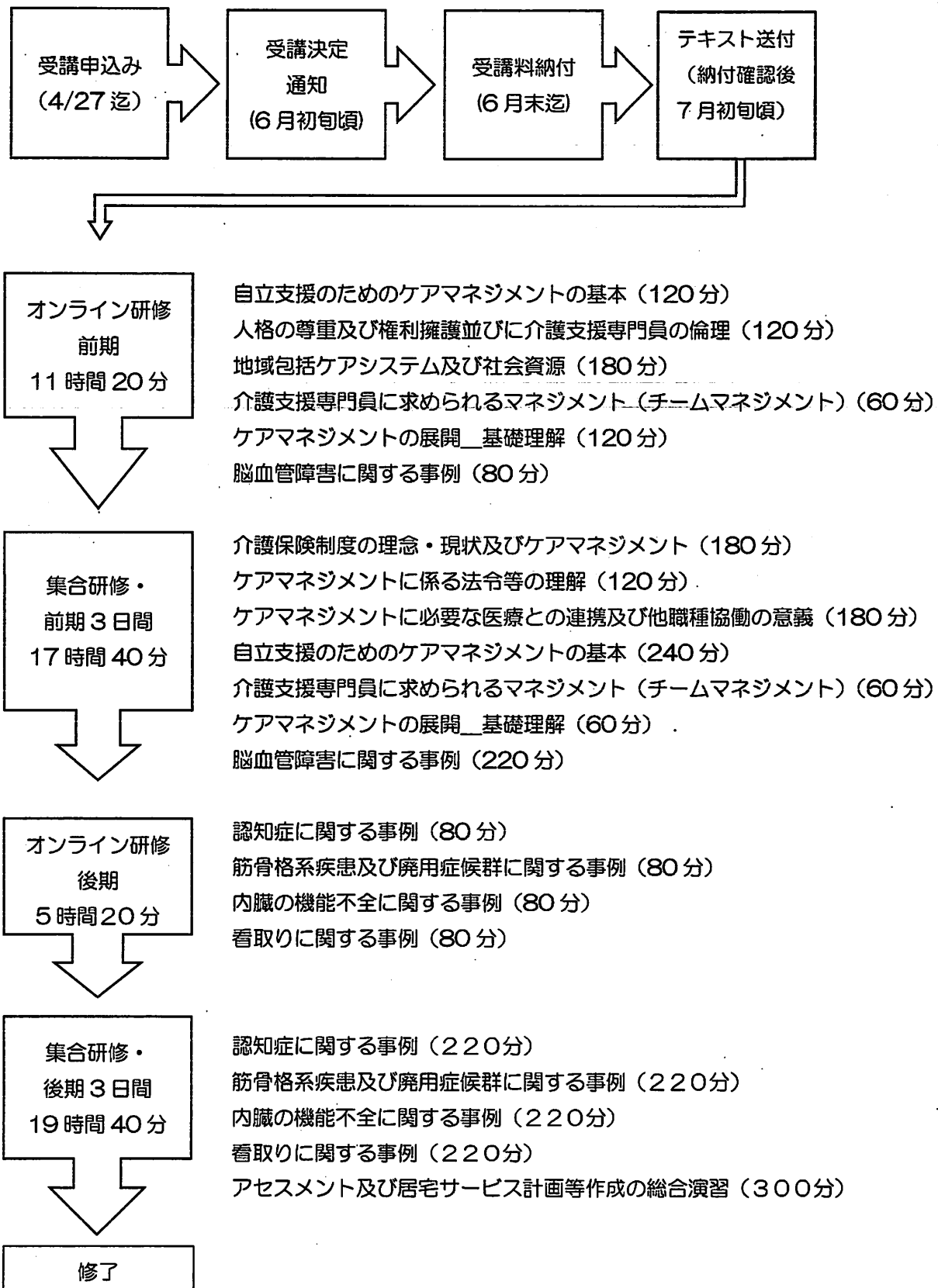
コース	定員 ※1	会場	オンライン 前期	前期	オンライン 後期	後期
長崎①	72名	長崎県勤労福祉会館 (長崎市桜町 9-6)	6/21 ~7/12	7/19(火) ~7/21(木)	8/23 ~9/13	9/20(火) ~9/22(木)
大村	44名	大村バスターミナルビル (大村市東三城町 6-1)				
長崎②	38名	長崎県勤労福祉会館 (長崎市桜町 9-6)	9/12 ~10/3	10/10(月)祝 ~10/12(水)	10/5 ~10/26	11/2(水) ~11/5(土)
佐世保	56名	佐世保労働福祉センター (佐世保市稲荷町 2-28)	9/15 ~10/6	10/13(木) ~10/15(土)	11/17 ~12/8	12/15(木) ~12/17(土)

※1 更新研修（実務未経験者）受講者と、再研修受講者併せての定員です。

募集の結果、受講予定者数を大幅に下回る場合は、一部コースを開催しないことがあります。

介護支援専門員更新研修(実務未経験者)・再研修 受講の流れ

54時間(集合研修 37時間20分・オンライン研修 16時間40分)



集合研修・前期の1週間前までに、オンライン研修 前期を履修し、集合研修・後期の1週間前までに、オンライン研修 後期を履修してください。未履修の課目がある場合は、集合研修は受講できません。集合研修では、オンライン研修で学習した内容を踏まえて演習中心の講義を行います。

令和4年度介護支援専門員更新研修（実務未経験者）・再研修カリキュラム

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント	<p>介護保険制度の理念等を理解するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の現状を理解する。</p> <p>また、介護保険制度における利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの役割を理解し、地域包括ケアシステムにおける介護支援専門員の役割を認識する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度の基本理念を理解し、介護保険制度における利用者の尊厳の保持、自立支援に資するケアマネジメントの役割、ケアマネジメントを担う介護支援専門員に求められる機能や役割に関する講義を行う。 介護保険制度の現状と地域包括ケアシステムが求められる背景とその考え方、構築に向けた取組状況に関する講義を行う。 介護サービスの利用手続き（要介護認定等に関する基本的な視点と概要）、居宅サービス計画等の作成、保険給付及び給付管理等の仕組みといった一連の関係性についての講義を行う。 	<p>講義3時間</p> <p>オンライン研修 無し 集合研修 3時間</p>
○自立支援のためのケアマネジメントの基本	<p>利用者の尊厳の保持及び自立支援に資するケアマネジメントの視点を理解する。</p> <p>また、利用者が住み慣れた地域で主体的な生活を送ることができるように支援することの重要性を理解するとともに、在宅生活を支援する上で、家族に対する支援の重要性を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントの成り立ちや機能について理解するとともに、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づいて、介護支援専門員としての責務及び業務を理解し、ケアマネジメントの中心的な役割を担う立場であることを認識するための講義を行う。 利用者が住み慣れた地域で、最期まで尊厳をもって自分らしい生活を送ることができるよう、自立支援のためのケアマネジメントを実践する上で必要な視点を理解する。 インフォーマルサービスも活用したケアマネジメントを理解する。 利用者支援する上で、家族を取り巻く環境に留意し、家族に対する支援の重要性や目的を理解する。 介護予防支援や、介護予防・日常生活支援総合事業におけるケアマネジメントにおいても、基本的な考え方やプロセスは同様であることから、これらも含めた形での講義を行う。 	<p>講義及び演習6時間</p> <p>オンライン研修 2時間 集合研修 4時間</p>
○人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理	<p>人権と尊厳を支える専門職に求められる姿勢を認識する。</p> <p>また、介護支援専門員としての職業倫理を理解するとともに、日常業務で直面する倫理的課題等を認識する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員が備えるべき、利用者本位、自立支援、公正中立、権利擁護、守秘義務、利用者のニーズの代弁等の倫理に関する講義を行う。 人権の概念、利用者の尊厳の保持、介護支援専門員の倫理綱領、倫理原則、成年後見制度等に関する講義を行う。 ケアマネジメントの実践において直面しやすい倫理的課題とその課題に向き合うことの重要性を理解するための講義を行う。 	<p>講義2時間</p> <p>オンライン研修 2時間 集合研修 無し</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
○介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）	多職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組成し、円滑に機能させるための基本的な技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者及びその家族の支援に際し、チームアプローチの意義を理解するとともに、介護支援専門員には、ケアのマネジメントだけでなく、チームのマネジメントも求められることを認識するための講義を行う。 ・チームアプローチに際し、チームを組成する各職種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける介護支援専門員の役割を理解し、チーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を修得する。 	講義及び演習 2 時間 オンライン研修 1 時間 集合研修 1 時間
○地域包括ケアシステム及び社会資源	地域包括ケアの理念を踏まえ、地域包括ケアを推進していくに当たり介護支援専門員に求められる役割を理解する。 また、利用者を支援する上で知っておくべき各種制度や地域の社会資源の重要性を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域包括ケアシステムの構築が求められる背景及び地域包括ケアシステムが目指す姿についての講義を行う。 ・地域包括ケアシステムを構築していく中で介護支援専門員に求められる役割（自立支援に資するケアマネジメント、インフォーマルサービスを含めた社会資源の活用、多職種や地域包括支援センター等との連携、不足している地域資源の提案等）に関する講義を行う。 ・地域包括ケアを実現していくためのケアマネジメントを行う上で、必要な保健・医療・福祉サービスに関する講義を行う。 ・地域包括ケアシステムの構築に関して、地域の現状、課題、目指す方向性、社会資源の整備状況等を把握する事が大切であることから介護保険事業計画、地域ケア会議の重要性や内容に関する講義を行う。 ・生活保護制度、障害施策、老人福祉施策、地域ケア会議などの概要について理解するとともに、関連する機関やボランティア等との連携・協力・ネットワークの構築についての講義を行う。 	講義 3 時間 オンライン研修 3 時間 集合研修 無し
○ケアマネジメントに必要な医療との連携及び多職種協働の意義	医療との連携や多職種協働の意義を踏まえ、具体的な連携の場面で必要となる基本的な知識や連携の手法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療との連携に当たって早い段階から連携の重要性を理解し、利用者の医療に係る情報や状態の改善可能性に係る意見等を把握しておく必要があることから、医療機関や医療職からの情報収集の方法等についての講義を行う。 ・医療との連携に当たっての留意点を理解するとともに、介護支援専門員から医療機関や医療職への情報提供の方法及び内容（生活状況、サービスの利用状況等）に関する講義を行う。 ・地域における、在宅医療・介護の連携を推進する役割を担っている機関の概要に関する講義を行う。 ・多職種協働の意義を理解するとともに、多職種間で情報を共有することの重要性を理解し、情報共有に当たり個人情報を取り扱う上での利用者やその家族の同意の必要性についての講義を行う。 	講義 3 時間 オンライン研修 無し 集合研修 3 時間

科 目	目 的	内 容	時間数
○ケアマネジメン トに係る法令等の 理解	法令を遵守し、介 護支援専門員の業務 を適切に遂行できる よう、介護保険制度 に係る法令等を正し く理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険法、介護保険法施行令、介護保険法 施行規則、厚生労働省告示、居宅サービス等 の運営基準、居宅介護支援等の運営基準に関 しその位置付けや業務との関連を俯瞰する講 義を行う。(特に、介護支援専門員及びケア マネジメントに関する部分の規定について、 業務と関連づけて理解する。) 事業所の指定取消や介護支援専門員の登録消 除などの不適切事例を参考に、ケアマネジメ ントを実践する上での法令遵守(コンプライ アンス)の重要性を認識する為の講義を行 う。 介護報酬に係る関係告示や通知等の概要につ いての講義を行う。 	講義2時間 オンライン研修 無し 集合研修 2時間
○ケアマネジメン トの展開 ・基礎理解	ケアマネジメン トは高齢者の生理、心 理、生活環境などの 構造的な理解に基づ いて行われる必要が あることを理解す る。	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメントを実践する上で必要な高齢 者の生理、高齢者やその家族の心理、住環境 や同居者の有無などそれぞれの要素と要素の 関係性の重要性に関する講義を行う。 それらの関係性を踏まえたアセスメント、課 題分析の視点、居宅サービス計画等への具体 的な展開方法など、支援に当たったのポイン トを理解する。 高齢者本人が望む生活の実現のための意思決 定の支援方法について修得する。 高齢者の代表的な疾患や症候群別のケアマネ ジメントを学ぶことの有効性について理解す る。 	講義及び演習3 時間 オンライン研修 2時間 集合研修 1時間
・脳血管疾患に関 する事例	脳血管疾患の特性 や療養上の留意点、 起こりやすい課題を 踏まえた支援に当た ったのポイントを理 解する。	<ul style="list-style-type: none"> 脳血管疾患の分類、症状、後遺症、生活障害 の程度と身体機能の関係、廃用症候群との関 係性についての講義を行う。 脳血管疾患における療養上の留意点や起こり やすい課題についての講義を行う。 脳血管疾患の要介護者等に対するリハビリテ ーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活 用に関する講義を行う。 リハビリテーションや福祉用具等、それらを 活用する際の医療職をはじめとする多職種と の連携・協働に当たったのポイントを理解す る。 脳血管疾患の事例におけるアセスメント、課 題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、 サービス担当者会議における情報共有に当た ったの留意点、モニタリングでの視点を理解 する。 	講義及び演習5 時間 オンライン研修 1時間20分 集合研修 3時間40分

科 目	目 的	内 容	時間数
<p>・認知症に関する事例</p>	<p>認知症の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症の器質的障害種類別の原因、症状、改善可能性、症状の進行並びに薬物療法の有効性、留意点及び副作用について理解する。 ・認知症における療養上の留意点、倫理的な対応及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・認知症ケアにおける医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・認知症の事例におけるアセスメントや課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 ・独居で認知症の要介護者等に対するアプローチの視点や方法を理解する。 ・認知症の要介護者と同居している家族に対する支援や地域への配慮と協働の視点を持ったケアマネジメントの具体的な方法を修得する。 ・認知症に伴う行動・心理症状（BPSD）に対するアプローチの視点及びケアの手法を理解する。 	<p>講義及び演習5時間</p> <p>オンライン研修 1時間20分</p> <p>集合研修 3時間40分</p>
<p>・筋骨格系疾患及び廃用症候群に関する事例</p>	<p>筋骨格系疾患及び廃用症候群の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・筋骨格系疾患の種類、原因、症状、生活をする上での障害及び予防・改善方法や、廃用症候群の原因、生活をする上での障害及び予防・改善方法に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群における療養上の留意点や起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の要介護者等に対するリハビリテーションや福祉用具、住宅改修の効果的な活用方法等についての講義を行う。 ・リハビリテーション、福祉用具などを活用する際の医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・筋骨格系疾患や廃用症候群の事例におけるアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 	<p>講義及び演習5時間</p> <p>オンライン研修 1時間20分</p> <p>集合研修 3時間40分</p>

科 目	目 的	内 容	時間数
<ul style="list-style-type: none"> ・内臓の機能不全（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）に関する事例 	<p>内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の特性や療養上の留意点、起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・内臓の機能不全に係る各疾患・症候群（糖尿病、高血圧、脂質異常症、心疾患、呼吸器疾患、腎臓病、肝臓病等）の原因や症状、症状の進行、生活障害の程度と身体機能の関係についての講義を行う。 ・疾患相互の影響、高齢者の生理（生活上の留意点）との関係、療養上の留意点及び起こりやすい課題に関する講義を行う。 ・医療職をはじめとする多職種との連携・協働に当たってのポイントを理解する。 ・内臓の機能不全に係る疾患・症候群を有する方に対するアセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点を理解する。 ・各疾患・症候群における生活習慣を改善するためのアプローチの方法（本人の動機付け、家族の理解の促進等）を修得する。 	<p>講義及び演習 5 時間</p> <p>オンライン研修 1 時間 20 分 集合研修 3 時間 40 分</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・看取りに関する事例 	<p>看取りにおける留意点や起こりやすい課題を踏まえた支援に当たってのポイントを理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・看取りのケースについて支援を行う際における介護支援専門員の役割や適切な姿勢についての講義を行う。 ・看取りに関連する各種サービス等の活用方法や、医療職をはじめとする多職種との連携・協働を効果的に行う為のポイントを理解する。 ・看取りに向けた利用者及びその家族との段階的な関わりの変化（生活動作の負担や痛みの軽減、主治医との連携や多職種協働、急変時の基本的な対応等）を認識する。 ・看取りのケースにおいて、在宅生活の支援を行う際の起こりやすい課題を理解し、アセスメント、課題分析の視点、居宅サービス計画等の作成、サービス担当者会議における情報共有に当たっての留意点及びモニタリングでの視点について理解する。 	<p>講義及び演習 5 時間</p> <p>オンライン研修 1 時間 20 分 集合研修 3 時間 40 分</p>
<p>○アセスメント及び居宅サービス計画等作成の総合演習</p>	<p>研修全体での学びを踏まえ、アセスメントから居宅サービス計画等の作成からモニタリングまでを一貫して行い、ケアマネジメントプロセスについて更なる理解を深める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの研修の中で修得した知識・技術を確認するため、事例に即したアセスメント、ニーズの把握、居宅サービス計画等の作成及びモニタリングを一貫して行うことにより、ケアマネジメントプロセスの理解を深めるとともに、理解が不足しているものがないか自己評価を行う。 ・作成した居宅サービス計画等を原案として、サービス担当者会議の演習を行う。 	<p>講義及び演習 5 時間</p> <p>オンライン研修 無し 集合研修 5 時間</p>

令和4年度 主任介護支援専門員研修実施要領

1 目 的

介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図ることを目的とする。

2 実施主体 長崎県から指定を受けて、長崎県介護支援専門員協会が実施する。

3 対 象 者

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員とする。

具体的には、主任介護支援専門員としての役割を果たすことができる者を養成する観点から、居宅サービス計画等を提出させることにより、研修実施機関において内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の①から④のいずれかに該当し、かつ、「介護支援専門員専門研修実施要綱」に基づく専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ又は「介護支援専門員更新研修実施要綱」の3の(3)に基づく実務経験者に対する介護支援専門員更新研修を修了した者とする。

- ① 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者(ただし、指定居宅支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者(ただし、指定居宅支援事業所の管理者との兼務は期間として算定できるものとする。)
- ③ 施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する(※2)主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
(※2)主任介護支援専門員に準ずる者とは、「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」(平成14年4月24日老発第0424003号厚生労働省老健局長通知)に基づくケアマネジメントリーダー養成研修を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者(地域包括支援センターの手引き 厚生労働省老健局より引用)
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
 - (ア) 地域包括支援センターにおいて、常勤として包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務している期間は、専任の介護支援専門員として従事した期間に算定できるものとする。
 - (イ) 地域包括支援センターの運営を受託している法人において、居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の業務を兼務し、いずれも介護支援専門員の本来の業務を行っている期間は、専任の介護支援専門員として従事した期間に算定できるものとする。
 - (ウ) 地域包括支援センターに主任介護支援専門員としての配置が研修修了後に予定されている者で、介護支援専門員からの相談対応や、地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有しているとして、市町長の推薦を受けた者。(ただし、本受講要件は当該地域包括支援センターに主任介護支援専門員が不在となることが予想される場合の措置であり、すでに他の要件により受講可能な職員が存在する場合は、原則として推薦による職員の受講は認めない。)

4 研修内容 別紙カリキュラム参照

5 研修日程、会場、定員

12日間 全70時間

コース	定員	会場	日程		
			前期	中期	後期
長崎	90	長崎県勤労福祉会館 (長崎市桜町 9-6)	11/16(水) ~11/19(土)	1/18(水) ~1/21(土)	2/22(水) ~2/25(土)

6 申し込み 「受講管理システム」(リンク先は日本介護支援専門員協会)から必要事項を登録のうえ申し込み願います。

※研修管理システム「研修申し込みの流れ」簡易版 参照

併せて別添申込書に必要事項を記入のうえ当協会まで郵送にて申し込み願います。(FAX不可)

7 申込期限 令和4年8月30日(火) 必着

8 受講料 42,000円(テキスト代込)

振込先は決定通知でご案内致します。

納入された受講費用は、原則として返還しません。

※研修で使用する教材は、研修当日配布します。

9 受講決定 「受講管理システム」登録順に受付をいたしますが、定員を超えた場合は調整させていただきますので、ご了承ください。

10月初旬頃までに、受講の可否をお知らせする予定です。

10 課題提出等 担当ケース1人分の(過去に担当された事例も可)

①居宅施設サービス計画書(第1~3表)、介護予防計画書 いずれか一つ

②アセスメントシート、利用者基本情報、基本チェックリストいずれか一つ

①②は申込書を送付する際に同封してください。(FAX不可)

提出頂いた事例を、研修の中で使用致しますので、決定後事例の変更はできません。

11 その他 研修において遅刻、早退、欠席がある場合は、修了証明書を発行できず証を更新する事が出来ませんのでご注意ください。

令和2年度より、研修受講前、受講後アンケート(研修記録シート)に代わり修了評価(テスト)を実施いたします。詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。

12 問い合わせ 一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会

研修専用 095-894-5500 (平日 午前9時~午後5時)

T E L 095-893-6152 (平日 午前9時~午後5時)

F A X 095-893-6153

令和4年度 主任介護支援専門員研修 カリキュラム

科 目	目 的	内 容	時間数
○主任介護支援専門員の役割と視点	地域包括ケアシステムの構築や地域包括ケアを実現するケアマネジメントを展開するに当たり、主任介護支援専門員が果たすべき役割を認識するとともに、その役割を担う上で必要な視点、知識及び技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等における主任介護支援専門員の役割（地域や事業所の介護支援専門員に対する個別支援、地域や事業所における人材育成の実施、多職種等とのネットワークづくりや社会資源の開発などの地域づくり及びセルフケア・セルフマネジメントに関する地域住民の意識づくり）について講義を行う。 介護支援専門員に対する指導・支援の視点及び地域包括ケアシステムの構築に当たっての地域づくりに関する講義を行う。 事業所におけるケアマネジメントと地域包括ケアシステムにおいて求められるケアマネジメントの違いに関する講義を行う。 介護保険制度や利用者支援に係る周辺制度について、最新の制度改正等の動向に関する講義を行う。 	講義5時間
○ケアマネジメント（居宅介護支援、施設における施設サービス計画の作成、サービスの利用援助及び施設サービス計画の実施状況の把握並びに介護予防支援をいう。以下同じ。）の実践における倫理的な課題に対する支援	介護支援専門員が直面しやすい倫理的課題に対し、どのような姿勢で対応すべきかについて指導・支援する技術を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 介護支援専門員倫理綱領の意義・内容を再確認し、介護支援専門員が備えるべき倫理を実践例を交えて講義を行う。 ケアマネジメントを行う際に直面する倫理的課題と対応方法について講義を行う。 個別支援において生じた倫理面の課題に対する指導・支援方法について講義を行う。 	講義2時間
○ターミナルケア	ターミナルケアに関する現状・課題、介護支援専門員が関わる際に必要な視点・支援の技術及び支援に当たっての指導方法を習得する。	<ul style="list-style-type: none"> ターミナルケアの基本を理解し、居宅及び施設におけるターミナルケアの課題や必要な視点について講義を行う。 利用者及びその家族等に対する介護支援専門員としての適切な支援方法について講義を行う。 ターミナルケアで必要な看護サービス等を活用する際の視点や医療職をはじめとする多職種との連携方法・協働のポイントについて講義を行う。 	講義3時間
○人材育成及び業務管理	質の高いマネジメントを提供し、事業所の適正な運営等を図るための「人事管理」「経営管理」に関する知識の修得及び「人材育成」「業務管理」の手法を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> 地域や事業所内における介護支援専門員の人材育成に関する留意事項、効果的な取組及び方法（研修計画の作成、OJTとOff-JT、事例検討会等）について講義を行う。 地域において人材育成を行うに当たって必要なネットワークの構築方法に関する講義を行う。 事業所内における介護支援専門員に対する業務管理の意義・方法及び課題と対応策について講義を行う。 	講義3時間

科 目	目 的	内 容	時間数
○運営管理におけるリスクマネジメント	ケアマネジメントを 実践する上で発生する リスクに対して、組織 や地域として対応する 仕組みの構築に必要な 知識・技術を修得す る。	<ul style="list-style-type: none"> ・ヒヤリハットの事例に基づき、ケアマネ ジメントを行う上で発生しうるリスクの予 測とその評価の手法について講義を行う。 ・地域や事業所におけるリスク軽減に向 けた仕組みや体制の構築の手法について講義 を行う。 ・介護支援専門員に課せられている秘密保 持義務の規定を再確認し、個人情報の取扱 に係るリスクと関連制度について講義を行 う。 ・自然災害が発生した場合の対応に関する 基本的な考え方や方法、対応体制の構築に 向けて必要な知識や方法について講義を行 う。 	講義3時間
○地域援助技術	地域において、地域 援助技術（コミュニ ティソーシャルワーク） の実践が進むよう地域 づくりの重要性と主任 介護支援専門員の役割 を理解するとともに、 地域課題の把握方法、 地域づくりに向けた具 体的な取組内容等に係 る必要な知識・技術を 修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりの意義と手法及び地域課題を 把握するための情報の入手・活用の方法に ついて講義を行う。 ・地域課題の解決に向けた関係者によるネ ットワークの機能や構築方法について講義 を行う。 ・地域援助技術（コミュニティソーシャル ワーク）に関する介護支援専門員に対する 指導・支援方法を修得する。 ・地域ケア会議等を通じて把握した地域課 題を解決するための地域援助技術（コミュ ニティソーシャルワーク）の展開につい て、基本的な考え方や方法を修得する。 	講義及び 演習6時間
○ケアマネジメント に必要な医療との連 携及び多職種協働の 実現	地域において、医療 との連携や多職種協働 が進むよう、他の介護 支援専門員や多職種に 対する働きかけ、連 携・協働の仕組みづく りに必要な知識・技術 を修得する。	<ul style="list-style-type: none"> ・医療職をはじめとした多職種との協働に おける工夫と留意点など成功例と失敗例を 参考にして連携・協働の仕組みづくりの重 要性を理解する。 ・地域ケア会議が有している機能と、当該 会議を効果的に開催するための運営方法に 関する講義を行う。 ・行政との連携・協働に当たっての留意点 に関する講義を行う。 ・多職種協働において関わりが強い他法他 施策（障害者総合支援法、生活困窮者自立 支援法等）の概要と他法他施策を活用する 際の関係機関等との連携・協働に当たって の留意点に関する講義を行う。 ・日常的な実践における医療職をはじめと した多職種協働に関する介護支援専門員へ の指導・支援方法を修得する。 	講義及び 演習6時間

科 目	目 的	内 容	時間数
○対人援助者監督指導	<p>対人援助者監督指導（スーパービジョン）の機能（管理や教育、支援）を理解し、実践できる知識・技術を修得するとともに、スーパーバイザーとして主任介護支援専門員に求められる姿勢を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）の内容と方法に関する講義を行う。 ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）の効果、介護支援専門員に対して対人援助者監督指導（スーパービジョン）を行う際の留意点及びスーパーバイザーとしての主任介護支援専門員の心構えと視点を理解する。 ・個人対人援助者監督指導（個人スーパービジョン）と集団対人援助者監督指導（グループスーパービジョン）の方法等を修得する。 	<p>講義及び演習18時間</p>
○個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開	<p>介護支援専門員に対する指導・支援における様々な方法と関わり方について、その具体的方法や留意点を理解するとともに、事例研究の実践的な展開方法を修得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の事例に対する介護支援専門員のケアマネジメントについて、主任介護支援専門員として指導・支援を行う際の様々な方法（コーチング、ティーチング等）を修得するとともに、指導・支援を行う際の様々な場面における関わり方を理解する。 ・指導・支援に当たっての留意点を踏まえつつ、事例検討・事例研究における指導・支援の実践的な展開方法（会議の設定と準備、介護支援専門員との関係構築、傾聴、承認、指導・支援の具体的な展開及びまとめと振り返り）を修得する。 	<p>講義及び演習24時間</p>

(様式1)

主任介護支援専門員研修受講申込書

令和4年 月 日現在

氏名		性別	男・女	生年月日	西暦 年 月 日
自宅住所	〒 (-)				
電話番号	自宅 () 携帯 ()				
介護支援専門員 登録番号					
勤務先	名称				
	所在地	〒 (-)			
	TEL			FAX	
* 現在居宅介護支援事業所の管理者か否か(該当するものを○で囲むこと) 管理者・管理者以外 * 長崎県以外で登録されている場合は、介護支援専門員証又は介護支援専門員登録証明書の写しを添付してください。					

介護支援専門員に関する職歴

	従事期間	勤務先	専任・兼務	職名及び兼任の内容
年 月 日から	年 カ月 日		専任・兼務	
年 月 日まで				
年 月 日から	年 カ月 日		専任・兼務	
年 月 日まで				
年 月 日から	年 カ月 日		専任・兼務	
年 月 日まで				
年 月 日から	年 カ月 日		専任・兼務	
年 月 日まで				
合計	年 カ月 日			

- * 1 介護支援専門員としての職歴について、専任・兼務にかかわらず全て記載してください。
- * 2 専任・兼務のあてはまる箇所を○で囲んでください。
- * 3 端数の日数は、30日を1ヵ月として計算してください。
- * 4 「専任」とは常勤専従のことを指します。(指定居宅介護支援事業所の管理者との兼務は、専任期間として算定可能。)なお、他の事業所と兼務している場合であっても、介護支援専門員としての職務のみに従事している場合は「専任」としてください。
- * 5 合計欄は「専任」の従事期間のみ合算して記入してください。

(様式2)

研修修了歴

(登録番号:)
(氏名:)

研修課程・コース名	年 度 *1	修了の有無
現任研修 (基礎課程Ⅰ)	15 ・ 16 ・ 17	有 ・ 無
現任研修 (基礎課程Ⅱ)	15 ・ 16 ・ 17	有 ・ 無
現任研修 (専門課程)	15 ・ 16 ・ 17	有 ・ 無
ケアマネジメントリーダー養成研修	14 ・ 15 ・ 16 ・ 17	有 ・ 無
介護支援専門員専門研修 (専門課程Ⅰ)	18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・ 31 (R1)・R2・R3・R4	有 ・ 無 ・ 免除 (見込)
介護支援専門員専門研修 (専門課程Ⅱ)	18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・ 31 (R1)・R2・R3・R4	有 ・ 無 (見込)
介護支援専門員更新研修 (実務経験者)	18・19・20・21・22・23・24・ 25・26・27・28・29・30・ 31 (R1)・R2・R3・R4	有 ・ 無 (見込)
認定ケアマネジャー研修 *2	受講年月日	有 ・ 無

*1 年度欄には受講したすべての年度を○で囲んでください。

*2 認定ケアマネジャー研修受講者は、修了証明書の写しを添付してください。

(様式3)

「令和4年度長崎県主任介護支援専門員研修」
専任従事期間証明書
(地域包括支援センター勤務分を除く)

年 月 日

※ 事業所等名： _____

※ 代表者名： _____ 印

※ 事業所等所在地： _____
〒 _____

※ TEL： _____ FAX： _____

※ 連絡担当者名： _____

下記の者は、専任の介護支援専門員として、以下のとおり勤務したことを証明します。

申込者氏名		介護支援専門員 登録番号									
施設又は 事業所名											
所在地	〒 _____										
専任従事期間						事業所名等					
年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)											
備考	※病気休業・育児休暇等で休んでいた時期があれば記載してください。 年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)										

【記入上の注意】

1. 申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず事業所等の代表者等、証明権限を有する方が作成してください。
2. 複数の事業所での従事期間を算定するときは、各事業所から専任従事期間証明書の発行を受けてください。同一法人内で事業所を異動した場合は、法人による証明に代えることができます。この場合、各事業所毎に従事期間を記入し、事業所名を記入してください。
3. 専任の介護支援専門員とは、事業者が運営基準に基づき、「常勤かつ専従」の職員として県に届出している状態を指し、介護支援専門員として事業所に常勤専従していた期間、及び常勤であって介護支援専門員と居宅介護支援事業所の管理者を兼務していた期間、又は地域包括支援センターの運営を受託していた法人において、常勤の介護支援専門員として居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の業務を兼務していた期間です。(地域包括支援センター勤務分については様式4で証明を受けてください。)
4. 専任従事期間の算定について、端数の日数は30日を1ヶ月として計算します。なお、現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合、第1希望とした研修開始日の前日までとすることができます。
5. 法人又は施設・事業所等の廃止等、やむを得ない事情により証明を受けることができない場合は「介護支援専門員専任従事期間に係る申立書」(様式5)を提出してください。

(様式4)

「令和4年度長崎県主任介護支援専門員研修」
専任従事期間証明書
(地域包括支援センター勤務分)

年 月 日

※ 名称： _____

※ 代表者名： _____ 印

※ 所在地： _____
〒 _____

※ TEL： _____ FAX： _____

※ 連絡担当者名： _____

下記の者は、当該地域包括支援センターでの専任の介護支援専門員として、以下のとおり勤務したことを証明します。

申込者氏名		介護支援専門員 登録番号																		
地域包括支援 センター名																				
所在地	〒 _____																			
専任従事期間																				
年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)																				
備考	※病気休業・育児休暇等で休んでいた時期があれば記載してください。 年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)																			

【記入上の注意】

1. 申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず事業所等の代表者等、証明権限を有する方が作成してください。
2. 複数のセンターでの従事期間を算定するときは、各センターから専任従事期間証明書の発行を受けてください。また、同一のセンターにおいて専任従事期間に参入しない期間がある場合は、連続する期間ごとに分割して別葉で証明を受けてください。様式の不足分は、本様式をコピーして使用してください。
3. 専任従事期間とは、介護支援専門員として介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に常勤専従していた期間、又は常勤として地域包括支援センターにおいて包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務していた期間です。
4. 専任従事期間の算定について、端数の日数は30日を1ヶ月として計算します。なお、現在の勤務先で証明を受ける場合の専任従事期間については、今後引き続き雇用されることが見込まれる場合、第1希望とした研修開始日の前日までとすることができます。
5. 受託法人の廃止等、やむを得ない事情により証明を受けることができない場合は「介護支援専門員専任従事期間に係る申立書」（様式6）を提出してください。
6. 直営の地域包括支援センターにおいては、市町長による証明を受けてください。

(様式5)

介護支援専門員専任従事期間に係る申立書
(地域包括支援センター勤務分を除く)

年 月 日

住所

氏名

印

介護支援専門員登録番号

私の介護支援専門員としての専任従事期間は下記のとおりであることを申し立てます。

記

専任従事期間	事業所名 (所在地)	証明を受けることができない理由
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月 日)		
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月 日)		

【記入上の注意】

1. 法人又は施設・事業所の廃止等、やむを得ない事情により様式3の証明を受けることができない場合に限り、この申立書の提出で証明に代えることができます。※事業所等の所在地が遠方であることは理由となりません。(地域包括支援センター勤務分については様式6で申し立てを行ってください。)
2. この様式における専任従事期間とは、介護支援専門員として事業所に常勤専従していた期間、及び常勤であって介護支援専門員と居宅介護支援事業所の管理者を兼務していた期間、又は地域包括支援センターの運営を受託していた法人において、常勤の介護支援専門員として居宅介護支援事業所と介護予防支援事業所の業務を兼務していた期間です。
3. 専任従事期間の算定について、端数の日数は30日を1ヶ月として計算します。
4. 記載内容について個別に確認させていただく場合がありますのでご了承ください。
5. 虚偽の申告が判明した場合、研修の受講を認めない、又は研修の修了を取り消すことがあります。

(様式6)

介護支援専門員専任従事期間に係る申立書
(地域包括支援センター勤務分)

年 月 日

住所 _____

氏名 _____ ㊞

介護支援専門員登録番号 _____

私の介護支援専門員としての地域包括支援センターにおける専任従事期間は下記のとおりであることを申し立てます。

記

専任従事期間	地域包括支援センター名 (所在地)	証明を受けることができない理由
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月 日)		
年 月 日 ～ 年 月 日 (年 ヶ月 日)		

【記入上の注意】

1. 受託法人の廃止等、やむを得ない事情により様式4の証明を受けることができない場合に限り、この申立書の提出で証明に代えることができます。※地域包括支援センターの所在地が遠方であることは理由となりません。
2. この様式における専任従事期間とは、介護支援専門員として介護予防支援事業所（地域包括支援センター）に常勤専従していた期間、又は常勤として地域包括支援センターにおいて包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務していた期間です。
3. 専任従事期間の算定について、端数の日数は30日を1ヶ月として計算します。
4. 記載内容について個別に確認させていただく場合がありますのでご了承ください。
5. 虚偽の申告が判明した場合、研修の受講を認めない、又は研修の修了を取り消すことがあります。

(様式7)

「令和4年度長崎県主任介護支援専門員研修」
地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員に準ずる者としての在籍証明書

年 月 日

※ 事業所等名： _____

※ 代表者名： _____ 印

※ 事業所等所在地： _____
〒 _____

※ TEL： _____ FAX： _____

※ 連絡担当者名： _____

下記の者は、地域包括支援センターに「主任介護支援専門員に準ずる者」として配置され、当該業務に従事している者であることを証明します。

申込者氏名								
介護支援専門員 登録番号								
職名								
主任介護支援専門員に準ずる者として配置した月日	年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)							
備考	※病気休業・育児休暇等で休んでいた時期があれば記載してください。 年 月 日 から 年 月 日 まで (通算 年 月 日)							

【記入上の注意】

1. 申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず事業所等の代表者等、証明権限を有する方が作成してください。
2. 介護保険法施行規則第140条の6第2号のハに規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配属されている方が対象です。
3. ケアマネジメントリーダー研修の修了書の写しを添付してください。

(様式8)

主任介護支援専門員研修にかかる受講推薦書

長崎県知事様

年 月 日

市町長名 _____

印

下記の者は、本市(町)の地域包括支援センターの主任介護支援専門員として配置予定であり、介護支援専門員からの相談対応や、地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有している者と認められますので当研修への受講者として推薦します。

記

氏名	
介護支援専門員登録番号	
配置を予定している地域包括支援センターの名称	
配置予定日	年 月 日

※ 本推薦による受講は、配置を予定している地域包括支援センターに主任介護支援専門員が不在となることが予想される場合の措置であり、既に他の要件により受講が可能な職員が存在する場合は、原則として本推薦による職員の受講は認められません。

担当課名	
担当者名	
電話番号	

「令和4年度長崎県主任介護支援専門員研修」申込書確認票

◆提出書類

必須書類

- 受講申込書(様式1)・研修修了歴(様式2)
- 担当ケース1人分の居宅・施設サービス計画書(第1~3表)、介護予防計画書 いずれか一つ
アセスメントシート、利用者基本情報、基本チェックリスト いずれか一つ
※個人情報削除の上、提出をお願いいたします。

研修の修了要件

- 1 介護支援専門員専門研修の「専門研修課程Ⅰ及び専門研修課程Ⅱ」を修了
※「専門研修課程Ⅰ」については、平成15~17年度の「現任研修 基礎課程Ⅰ」又は「現任研修 基礎課程Ⅱ」と読み替えることができます。
- 2 実務経験者に対する「介護支援専門員更新研修」を修了

勤務要件

- 専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である者。
⇒ 別添様式3又は4「専任従事期間証明書」に勤務先(従事期間として通算するものすべて)から証明を受けてご提出ください。
※事業所の廃止等、やむを得ない事情により証明を受けることができない場合に限り、別添様式5又は6「介護支援専門員従事期間に係る申立書」の提出で証明に代えることができます。
- ケアマネジメントリーダー養成研修を修了した者または、日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャーであって、かつ専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である者。
⇒① 別添様式3又は4「専任従事期間証明書」に勤務先(従事期間として通算するものすべて)から証明を受けてご提出ください。
※事業所の廃止等、やむを得ない事情により証明を受けることができない場合に限り、別添様式5又は6「介護支援専門員従事期間に係る申立書」の提出で証明に代えることができます。
⇒② ①に併せて「ケアマネジメントリーダー養成研修の修了を証明する書類」又は「認定ケアマネージャーであることを証明する書類」の写しを添付してください。
- 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
⇒① 別添様式7「地域包括支援センターにおける主任介護支援専門員に準ずる者としての在籍証明書」に在籍する地域包括支援センターから証明を受けてご提出ください。
⇒② ①に併せて「ケアマネジメントリーダー養成研修の修了を証明する書類」又は「認定ケアマネージャーであることを証明する書類」の写しを添付してください。
- 地域包括支援センターに主任介護支援専門員としての配置が研修修了後に予定されている者で、介護支援専門員からの相談対応や地域の介護支援専門員への支援に関する知識及び能力を有しているとして、市町長の推薦を受けた者。
⇒ 別添様式8「主任介護支援専門員研修にかかる受講推薦書」により市町長の推薦を受けてご提出ください。

以上、漏れのないよう書類を確認し、必ず郵送にてお申込みください。

(書類に不備がある場合、受付が出来ませんのでご注意ください)

※この用紙は確認用としてご使用ください。提出する必要はありません。

締切：令和4年8月30日(必着)



〒852-8104

長崎市茂里町3番24号 県棟4階

一般社団法人

長崎県介護支援専門員協会 行き

主任介護支援専門員研修申込書在中

※申込書送付時の宛先用としてご利用ください。→

令和4年度 長崎県主任介護支援専門員更新研修実施要領

1 目的

主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期限の更新時に併せて、研修の受講を課すことにより、継続的な資質向上を図るための定期的な研修受講の機会を確保し、主任介護支援専門員の役割を果たして行くために必要な能力の保持・向上を図ることを目的とする。

2 実施主体 長崎県から指定を受けた長崎県介護支援専門員協会が実施する。

3 対象者

次の①から⑤までのいずれかに該当するものであって、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者とする。

※主任介護支援専門員有効期間が令和6年3月31日迄に満了する方は、今年度の受講をお勧めします。

- ① 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者
- ② 行政・地域包括支援センター・介護支援専門員協会・日本ケアマネジメント学会・長崎県社会福祉協議会・各職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会など）等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員協会（長崎県介護支援専門員連絡協議会）が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者

※①について

・「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修や、行政・日本（都道府県）介護支援専門員協会・地域包括支援センター主催の研修を指します。

※②について

・「年4回以上」とは、「1つ目の研修を受講した日から1年の間に4回以上」及び「4回以上の研修の合計時間が16時間以上」であることを指します。

・数日ある研修は、1日を1回と換算します。

・「法定外の研修」とは、「介護支援専門員の資質の向上に関する研修や研究大会（勉強会は含まない。※講師を立てていなければ勉強会として対象外）」であることを指します。

※①～③の対象となる期間は、3年以内（研修受講年度の研修開始前日までの間）とします。

4 注意事項

- ・介護支援専門員証の有効期限内に、主任更新研修を受講・修了する必要があります。主任更新研修修了前に介護支援専門員証の有効期限が切れる方は、従来どおり「介護支援専門員更新研修」を受講のうえ、更新手続きをする必要があります。介護支援専門員証の有効期間が過ぎた場合は、介護支援専門員として業務に就くことはできません。
- ・介護支援専門員証の有効期限が切れている方は、再研修を受講し、専門員証の交付を受けてから主任介護支援専門員更新研修を受講してください。

5 介護支援専門員証の交付について

当該研修の修了者は、更新研修を受けた者とみなされ、「介護支援専門員更新研修」の受講・修了が免除されます。

6 研修内容 別紙カリキュラム参照

7 研修日程・定員・会場

8日間 全46時間

コース	定員	会場	日程	
			前期	後期
長崎	74名	長崎県勤労福祉会館 (長崎市桜町 9-6)	10/16(日)~ 10/19(水)	12/15(木) ~12/18(日)
佐世保	56名	佐世保労働福祉センター (佐世保市稲荷町 2-28)		

- 8 申し込み 「受講管理システム」(リンク先は日本介護支援専門員協会)から必要事項を登録のうえ申し込み願います。また、併せて、別添申込書に必要事項を記入の上、当協会まで郵送にて申し込み願います。(FAX不可)

※研修管理システム「研修申し込みの流れ」簡易版 参照

- 9 申込期限 令和4年6月30日(木) 必着

- 10 受講料 35,000円(テキスト代込)

なお、受講開始後の払い戻しはできませんので、御注意下さい。

※研修で使用する教材は、研修当日配布します。

- 11 受講決定 「受講管理システム」登録順に受付をいたしますが、主任介護支援専門員の有効期限満了が早い方を優先させていただきます。

9月初旬頃までに、受講の可否をお知らせする予定です。

- 12 課題提出等 「主任介護支援専門員更新研修指導事例提出について」参照

- 13 その他 研修において遅刻、早退、欠席がある場合は、修了証明書を発行できず証を更新する事が出来ませんのでご注意ください。

令和2年度より、研修受講前、受講後アンケート(研修記録シート)に代わり修了評価(テスト)を実施いたします。詳細につきましては、受講決定時にお知らせいたします。

- 14 問い合わせ 一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会

研修専用 095-894-5500 (平日 午前9時~午後5時)

T E L 095-893-6152 (平日 午前9時~午後5時)

F A X 095-893-6153

主任介護支援専門員更新研修指導事例提出について

「指導事例」とは、他の介護支援専門員に対し、相談・指導を行った事例が対象です。
 指導の視点（内容）が7類型を網羅した事例を3事例以上提出してください。
 その際、類型から2つ以上選択をしてください。

※類型とは、下記の【研修で使用する類型】に記載のA～Gを指します。

【研修で使用する類型】

(注) キーワードはあくまでも参考であり、記載内容だけに限定されるものではありません。

類型	科目名	指導内容のキーワード例
A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例	筋力低下改善・日常生活動作（ADL）能力の改善・リハビリテーション実施・住宅改修・福祉用具利用・外出支援・高齢者の外出先の開発・外出時の休息やトイレについて・機能強化ロボット使用 等
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例	心身等の緩和に対する取り組み・生活機能低下における対応・死の受容に関する事・緩和療法・葬儀に関する相談対応・遺品に関する相談対応・生きがいの実現・医療系サービスとの連携について 等
C	認知症に関する事例	初期診断に関する対応・地域ネットワーク構築・認知症の理解・環境変化における対応・行動障害の取組・認知症治療に関する事・精神疾患における医学的・心理的な状況 等
D	入退院時における医療との連携に関する事例	医療チームへの伝達・介護チームへの伝達・説明責任・難病の取組・医療の活用・入院における介護負担に関する事・入退所におけるコンプライアンスに関する事・高齢者に多い入院を伴う疾患・感染症 等
E	家族への支援の視点が必要な事例	家族に疾患がある場合の対応・利用者と家族の受け止め方が違う場合の対応・家族が本人の生活機能に強く影響する場合の対応・家族間の関係性を対応した 等
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例	地域支援・社会資源の特徴と対応・社会資源との連携・地域特性と社会資源の関係・生活保護制度・成年後見制度利用・虐待事例 等
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着サービスや施設サービス等）の活用に関する事例	住み替えの対応・生活機能促進・利用者の主体的な選択に関する対応・説明と同意に関する事・施設サービスの対応・地域密着サービスの対応

※持参いただきます指導事例につきまして、該当するものが無い方は、受講決定後、件名「介護支援専門員研修 主任更新 事例について」とし、空メールを事務局（nagasaki-caremanager@wish.ocn.ne.jp）までお送りいただきますようお願いいたします。

主任介護支援専門員更新研修指導事例提出シート

受講者氏名 _____

指導内容が該当する類型すべてに○をつけてください。

※類型から2つ以上選択をしてください。

類型	類型
A	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する事例
B	看取り等における看護サービスの活用に関する事例
C	認知症に関する事例
D	入退院時等における医療との連携に関する事例
E	家族への支援の視点が必要な事例
F	社会資源の活用に向けた関係機関との連携に関する事例
G	状態に応じた多様なサービス（地域密着型サービス、施設サービス等）の活用に関する事例

1 主任介護支援専門員の情報

介護支援専門員経験年数（ ）年 主任介護支援専門員実務経験年数（ ）年

2 他の介護支援専門員（相談者）の情報

経験年数（ ）年 基礎資格（ ）

所属（地域包括支援センター・他の居宅介護支援事業所・同一事業所・その他）

3 事例選定理由

4 事例の概要

5 担当介護支援専門員からの相談内容概略

6 この事例のケアマネジメント（相談者）の課題

●事例の課題

●担当介護支援専門員の課題

7 本事例の考察

●指導・支援で工夫した点

●指導支援がうまくいった点

●指導支援で苦慮した点、迷った点

8 本研修で検討したいこと、学びたいこと

--

9 添付書類

- ① 指導時のアセスメントシート、利用者基本情報、基本チェックリスト いずれか一つ
- ② 指導時の居宅サービス計画書（1～3表）・施設サービス計画書・介護予防計画書 いずれか一つ
- ③ 指導経過記録

個人情報の削除をお願い致します。

事務局への提出について

7 類型を網羅した事例を各 1 部郵送ください。（3事例以上）
※提出期限は受講決定通知にてお知らせいたします。

研修当日持参について

事務局へ提出された事例を、各4部コピーし持参ください。

主任介護支援専門員更新研修に関するQ&A

長崎県介護支援専門員協会

【事例の提出について】

Q1,主任介護支援専門員更新研修を受講する前に準備することがあるのか？

【A1】研修受講前に自身の『介護支援専門員の指導・支援の実践事例』を提出する必要がありますので、指導をした際には記録を残しておくようにしてください。提出様式は当協会ホームページでご確認ください。

Q2,指導事例の提出が必要となっているが、現任でないと受講できないのか。
また、現任としての指導事例がない場合、どのようにしたら良いか。

【A2】現任でなくても、受講は可能です。但し、指導事例の提出がなければ受講はできません。

事例については過去のものでも構いませんが、実務従事時に継続して指導を行った事例の提出をお願いします。

また、指導事例がない場合、当協会作成の事例（ホームページ掲載）を使用いただき、介護支援専門員へどのような指導・助言が必要かの視点に基づき、各様式の作成をお願いします。

Q3,事業所が1人体制等により指導事例がない場合、どうしたら良いか。

【A3】指導事例が提出できない場合、受講できません。

主任介護支援専門員は他の介護支援専門員に対する助言・指導などを実践することを目的に制度化された資格であり、資格取得後は指導・助言の経験があることが前提となりますが、指導事例がない場合の取り扱いについてはQ2の回答のとおりです。

Q4,実務研修の研修実施機関として実習生を受け入れ、指導を行った場合、『指導事例』に該当するのか。

【A4】指導・助言を『他の介護支援専門員』に対し、マンツーマンで実践したものを『指導事例』とするため、実務研修受講生に対する指導は指導事例には該当しません。

Q5.指導事例として、受講生とは別事業所の事例を提出する場合の個人情報の取り扱いはどのようにしたら良いか。

【A5】利用者が特定されないように氏名や生年月日、住所等の個人情報をマスキングする等十分留意してください。

2005年4月施行の個人情報保護に関する法律では、個人情報の目的外使用や個人データの第三者提供の場合には、原則として本人の同意を得ることを求めています。ただし、個人情報の匿名化を図ることで、利用者等の識別ができないものは個人情報とはみなされなくなります。

(参考) マスキングについて

◎マスキングの基本：利用者個人が特定されないこと

個人情報とは

- ・利用者,家族：氏名,住所,電話番号,生年月日など
- ・主治医,サービス事業所：名称,氏名,電話番号など

◎検討できる資料になること

※マスキングにより事例の理解が進まなくなるものに留意

- ・性別,年齢,続柄など

Q6.特定事業所加算算定要件の事例検討会等で、他事業所の介護支援専門員へ指導した場合、『指導事例』となるのか。

【A6】Q4の回答記載の通り、マンツーマンで個別事例の指導・助言を实践したものを指導事例とします。よって、事例検討会で検討した事例については指導事例にあたりません。

Q7.指導事例について1回の指導でも指導事例として良いのか。

【A7】介護支援専門員に対して『複数回』継続して指導・支援を实践したものを指導事例とします。

1回の単発指導は指導事例とはみなしません。

Q8.指導事例について示されている『7 類型』の考え方について詳しく教えてほしい。

【A8】厚生労働省より示された『7 類型』は介護支援専門員法定研修全般に適用された標準型で、多様なニーズを持つ利用者への実践的な対応力強化などを目的に導入されています。

事例の選定については、複数の側面を併せ持つ利用者が多いと考えられることから、必ずしも1つの事例が1 類型のみとは限らず、1つの事例に複数類型を含んでも構いません。

最低3事例の提出をお願いします。

(様式1)

令和4年度主任介護支援専門員更新研修受講申込書

令和4年 月 日現在

氏名		性別	男・女	生年月日	西暦 年 月 日
自宅住所	〒()				
電話番号	自宅() 携帯()				
介護支援専門員 登録番号					
勤務先	名称				
	所在地	〒()			
	種別	居宅系 ・ 施設系 ・ 地域包括支援センター			
現在の介護支援 専門員証	交付年月日	年 月 日	主任介護支援専門 員有効期限	年 月 日	
	有効期間満了日	年 月 日			
受講要件 (該当するものに○をすること)	①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者				
	②行政・地域包括支援センター・介護支援専門員協議会・日本ケアマネジメント学会・長崎県社会福祉協議会・各職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会など）等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者				
	③日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員連絡協議会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者				
	④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー				
	⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者				
希望する コースに○	第1希望	第2希望	コース	会場	
			長崎	長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町9-6）	
			佐世保	佐世保労働福祉センター（佐世保市稲荷町2-28）	

【※要件①】「介護支援専門員に係る研修」とは、法定研修や、行政・日本（都道府県）介護支援専門員協会・地域包括支援センター主催の研修を指します。

【※要件②】「年4回以上」とは、「1つ目の研修を受講した日から1年の間に4回以上」及び「4回以上の研修の合計時間が16時間以上」であることを指します。

・数日ある研修は、1日を1回と換算します。

・「法定外の研修」とは、「介護支援専門員の資質の向上に関する研修や研究大会（勉強会を含まない。※講師を立てていなければ勉強会として対象外）」を指します。

【※要件①～③】対象となる期間は、3年以内（研修受講年度の研修開始前日までの間）とします。

受講要件申告書

(登録番号:)

(氏名:)

該当する要件に☑し記入してください。

<input type="checkbox"/> ①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者			
年月日	主催者名	研修会名/科目名	担当/証明書類※1
			(企画・講師・ ファシリテーター・実習指導者) (有・無・見込み)
<input type="checkbox"/> ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者 「年4回以上」とは、「1つ目の研修を受講した日から1年の間に4回以上」及び「4回以上の研修の合計時間が16時間以上」であることを指します。			
年月日	主催者名	研修会名/研修時間	修了証※2
		～ (時間)	有・無・見込み
		～ (時間)	有・無・見込み
		～ (時間)	有・無・見込み
		～ (時間)	有・無・見込み
<input type="checkbox"/> ③日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員連絡協議会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者			
年月日	主催者名	研修会名	証明書類※3
			有・無・見込み
<input type="checkbox"/> ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー			
		登録年月日	証明書類※4
認定ケアマネジャー		年 月 日	有

※1 企画、講師、ファシリテーター、実習指導者のいずれかに○印をつけ、依頼書等証明できるものを添付してください。証明できる書類がない場合は、主催者から講師等実績証明(別紙様式4)を取得し添付してください。但し、長崎県介護支援専門員協会(長崎県介護支援専門員連絡協議会)主催研修の場合は不要です。

※2 研修内容が分かる研修会チラシまたは開催案内及び、修了証の写しを添付してください。修了証がない場合は、主催者から受講証明(別紙様式6)を取得し添付してください。但し、長崎県介護支援専門員協会(長崎県介護支援専門員連絡協議会)主催研修の場合は不要です。

※3 研究大会等の参加証明書類は、抄録等氏名記載があるものを添付してください。

※4 認定ケアマネジャーであると証明できる書類(認定証等)の写しを添付してください。

※ ①～③について、研修開始前日までに経験・修了を予定しているものは「見込み」に○印をつけ、経験・修了後速やかに証明書等を提出してください。但し、長崎県介護支援専門員協会(長崎県介護支援専門員連絡協議会)主催研修の場合は不要です。

※ 虚偽の申告が判明した場合は、研修の受講を認めない、又は、研修の修了を取り消すことがあります。

(様式3)

年 月 日

(研修主催団体等の長) 様

住 所:

氏 名:

印

生年月日: 年 月 日

連 絡 先:

研修等実績証明依頼

このことについて、次の研修の企画、講師やファシリテーター、実習指導者を行った実績を証明していただきますようお願いします。

1 研修名

2 研修年月日 年 月 日

3 種別 企画・講師・ファシリテーター・実習指導者

4 証明依頼理由

(様式4)

研修等実績証明書

氏 名

生 年 月 日

研 修 開 催 日 年 月 日

研 修 の 名 称

種 別 企画・講師・ファシリテーター・実習指導者

上記の者の本研修の実績を証明します。

年 月 日

研修主催団体等名

代表者名

印

(様式5)

年 月 日

(研修主催団体等の長) 様

住 所:

氏 名:

㊞

生年月日:

年 月 日

連 絡 先:

研修修了証明依頼

このことについて、次の研修を修了したことを証明していただきますようお願いいたします。

1 研修名

2 研修修了年月日 年 月 日

3 証明依頼理由

(様式6)

修了証明書

氏 名

生 年 月 日

研 修 の 名 称

研 修 時 間 ～ (時間)

修 了 年 月 日 年 月 日

上記の者は、本研修を修了したことを証明します。

年 月 日

研修主催団体等名
代表者名

®

「令和4年度長崎県主任介護支援専門員更新研修」申込書確認票

◆提出書類

必須書類

- 受講申込書（様式1）
- 受講要件申告書（様式2）

受講要件

- 介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者
⇒ 依頼書等証明できるものを添付してください。証明できる書類がない場合は、主催者から講師等実績証明（別紙様式4）を取得し添付してください。但し、長崎県介護支援専門員協会（長崎県介護支援専門員連絡協議会）主催研修の場合は不要です。
- 行政・地域包括支援センター・介護支援専門員協議会・日本ケアマネジメント学会・長崎県社会福祉協議会・各職能団体（医師会、看護協会、介護福祉士会、社会福祉士会など）等が開催する法定外の研修に年4回以上参加した者
⇒ 研修内容が分かる研修会チラシまたは開催案内及び、修了証の写しを添付してください。修了証がない場合は、主催者から受講証明（別紙様式6）を取得し添付してください。但し、長崎県介護支援専門員協会（長崎県介護支援専門員連絡協議会）主催研修の場合は不要です。
- 日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員協会（長崎県介護支援専門員連絡協議会）が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者
⇒ 証明書類として、抄録等氏名記載があるものを添付してください。
- 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⇒ 認定ケアマネジャーであると証明できる書類（認定証等）の写しを添付してください。
- 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者
⇒ 長崎県長寿社会課介護人材確保推進班（TEL 095-895-2440）までお電話をお願いいたします。その際、「主任介護支援専門員更新研修受講要件⑤について」とお伝えいただきますようお願いいたします。

以上、漏れのないよう書類を確認し、必ず郵送にてお申込みください。

（書類に不備がある場合、受付が出来ませんのでご注意ください）

※この用紙は確認用としてご使用ください。提出する必要はありません。

締切：令和4年6月30日（必着）

※申込書送付時の宛先用としてご利用ください。→

〒852-8104

長崎市茂里町3番24号 県棟4階

一般社団法人

長崎県介護支援専門員協会 行き

主任介護支援専門員更新研修申込書在中

介護支援専門員の研修体系一覧

研修名		対象者		国指定標準時間	研修期間	受講料	申込締切	
①	専門研修 課程Ⅰ	実務に就いている方で、就業後6か月以上の者		56時間	オンライン研修 10時間 集合研修 7日間	¥ 30,000	4月27日	
②	専門研修 課程Ⅱ	実務に就いている方で、専門課程Ⅰを修了している就業後3年以上の者		32時間	オンライン研修 4時間40分 集合研修 4日間	¥ 23,000	4月27日	
③	再研修	専門員証の有効期間が切れ、新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする者		54時間	オンライン研修 16時間40分 集合研修 6日間	¥ 36,000	4月27日	
④	更新研修	介護支援専門員証の有効期間が1年以内に満了する者	有効期間中の実務未経験者	③と同じ	③と同時開催	¥ 36,000	4月27日	
⑤			有効期間中の実務経験者	更新初回	①・②と同じ	専門研修と同時開催	¥ 53,000	4月27日
⑥				更新2回目以降	②と同じ	専門研修と同時開催	¥ 23,000	4月27日
⑦	主任介護支援専門員研修	利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者	主任介護支援専門員に準ずる者（ケアマネージャー-養成研修修了が必須）として、現に地域包括支援センターに配置されている者 専門の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年（60か月）以上の者（居宅の管理者との兼務の期間は算定可） ケアマネージャー-養成研修修了者 専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36か月）以上の者（管理者兼務の期間は算定可） 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネージャー	70時間	12日間	¥ 42,000	8月30日	
⑧	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者	①介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーター、実務研修の実習指導者の経験がある者 ②地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回（16時間）以上参加した者 ③日本ケアマネジメント学会、日本介護支援専門員協会、長崎県介護支援専門員連絡協議会が開催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者 ④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネージャー ⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者 ※詳細については、開催案内をご覧ください。	46時間	8日間	¥ 35,000	6月30日	

お申込みから受講までの流れ

研修①～⑥

お申し込み

「受講管理システム」から「研修申込」に必要事項を入力してください。



受講決定通知

受講決定者には受講決定を郵送でお知らせします。日程、会場、振込先等を確認し、期日までに受講料等を納付してください。



研修の受講

テキストは郵送でお送り致します。指定された講義動画の視聴を期日までに済ませてください。受講票を持参のうえ研修会場にご来場ください。

研修⑦⑧

お申し込み

「受講管理システム」から「研修申込」を行った後、「受講申込書」に必要事項を記入し、当会宛に郵送にてお申込みください。



受講決定通知

受講決定者には受講決定を郵送でお知らせします。日程、会場、振込先等を確認し、期日までに受講料等を納付してください。



研修の受講

受講票を持参のうえ研修会場にご来場ください。資料は全て研修会場でお渡しします。

【実施機関/申込先】

一般社団法人 長崎県介護支援専門員協会
〒852-8104 長崎市茂里町3番24号 総合福祉センター県棟4階
TEL 095-894-5500 FAX 095-893-6153
MAIL nagasaki-caremanager@wish.ocn.ne.jp

注意

申込者が県へ登録している氏名及び現住所が異なる場合は、変更届を県へ提出しないと受講決定できません。様式は長崎県長寿社会課のHPに掲載しています。
(長寿社会課 TEL 095-895-2440)

介護支援専門員の研修体系フロー図

